

## ■ 市税を滞納した場合

### ●市税の滞納

定められた納期限を過ぎても納税されないことを「滞納」といいます。

市税を滞納すると「督促状」や「催告書」が発送されます。納付いただけない場合には、納期限までに納付された方との公平性を保つため、財産差押えなどの「滞納処分」を行うことになります。また、本来の税額のほかに、納期限の翌日から延滞金も加算して納めていただくことになります。滞納すると、その方にとって不利益があるだけでなく、滞納整理のための事務費用もかかります。この事務費用も納税者の方々が納付された税金から支出されることになりますので、納期限までの納付にご協力をお願いします。

### ●督促状とは

納期限を過ぎても納付がない（確認できない）場合、納期限から20日以内に督促状を送付します。督促状は単に納付を催告するだけのものではなく、法令に定められた滞納処分の前提手続きになります。

督促は法律に基づくもので、納期限を過ぎても納付されない場合、必ず送付されます。地方税法第331条第1項には、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは「財産を差し押さえなければならない」と規定されていますので、督促状を受け取った場合は速やかに納付してください。

納期限を過ぎてから納付した場合、行き違いで督促状が送付されることがあります、ご了承ください。

### ●電話、文書による催告

督促状が送付されても納付されない場合は、電話や文書または訪問により自主的に納付していただくよう納付の催告を行うこともあります。

### ●財産調査、捜索

督促や納付の催告を行っても納付がない場合は財産調査を実施します。照会先は銀行などの金融機関や勤務先、官公庁、取引先など多岐にわたります。

また、財産の発見、差押えの必要がある場合は、滞納者やその関係者の住居等を相手方の意思に関わらず、強制的に捜索する場合があります。

これらの財産調査や捜索は、国税徴収法第141条及び第142条から147条の規定に基づき、滞納者に事前に了承を得ずに行うことができます。差押えを行った場合、財産によっては滞納者本人だけでなく、その財産の利害関係人（勤務先、金融機関、不動産の抵当権者等）に差押えに係る通知が送付されます。すみやかに納付しましょう。

### ○不動産の差押えが行われると・・・

- ・不動産の登記簿上に「差押」と記載されます。
- ・抵当権者等、登記簿上の権利者に「差押通知書」を送付し、不動産が差し押さえられたことが通知されます。
- ・差押え不動産は、売買、贈与などできません。
- ・差押え後も納付がない場合は、市が売却（公売）し、滞納市税に充てられます。

### ○給与、年金、預貯金の差押えが行われると・・・

- ・給与の場合は勤務先へ、年金の場合は日本年金機構へ、預貯金の場合は金融機関へ「債権差押通知書」が送付されます。
- ・給与の差押えは滞納市税が完納に至るまで、毎月の給与等から一定額が差し引かれます。
- ・差し押さえられた給与や預貯金は取り立て後、滞納市税に充てられます。

### ○その他の財産の差押え

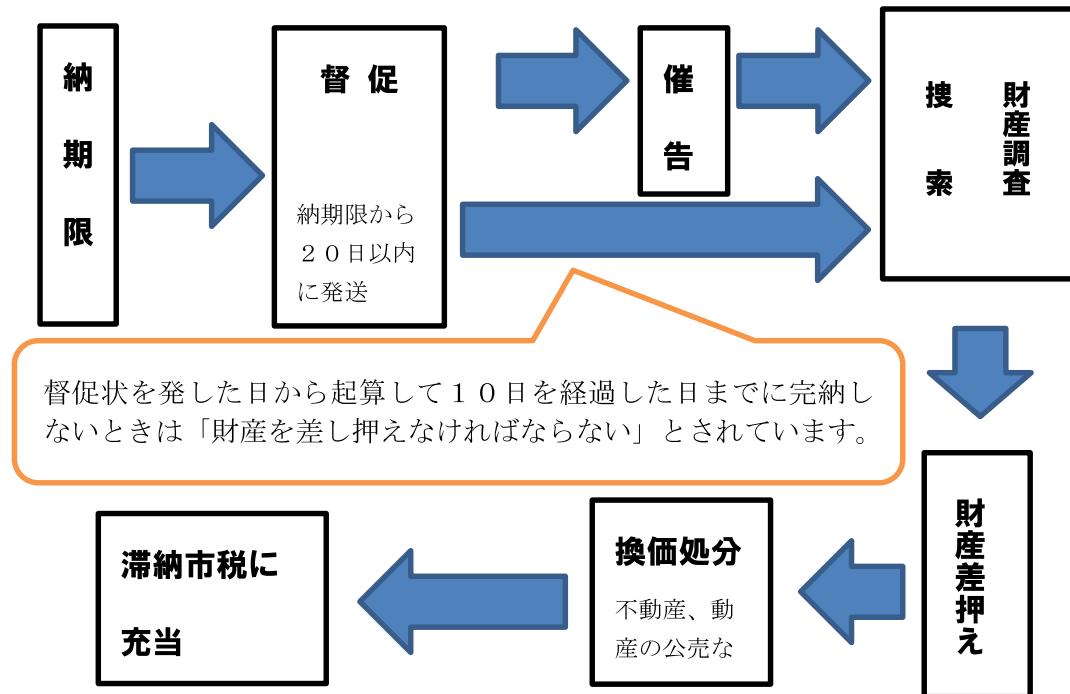
- ・上記のほか、生命保険、自動車、有価証券、家賃収入、売掛金、動産（電化製品、貴金属、骨董品、絵画等）など、金銭的価値があり換価処分により税に充てることが可能なものはすべて差押えの対象となります。

## ●滞納処分とは

滞納処分とは、自主的に納税いただけない場合に、法律に基づく手続きにより、滞納している人の意思にかかわりなく、滞納となっている税金を強制的に徴収するため、督促をしたうえで、滞納している人の財産（給与、預金、不動産、動産など）を差押え、場合によっては公売などによりその財産を売却し、売却代金を滞納市税に充てる一連の強制徴収手続きをいいます。

### <滞納処分等の流れ>

納期限後に行われる滞納処分等の手続きは以下のとおりです。



## ● 延滞金について

納期限を過ぎると、納期限内に納税した方との公平を保つため、納期限の翌日から納める日までの日数に応じて、本税に延滞金を加算して納めていただくことになります。

延滞金の計算は以下のとおりです。延滞金を計算する際の利率はかなり高いものとなっており、思いもよらない高額になることもあります。たとえ、うっかり忘れていただけであっても、納期限に間に合わなければ、延滞金はかかります。

期 間	納期限の翌日から 1ヶ月まで (本則 7. 3 %)	納期限の翌日から 1ヶ月経過後 (本則 14. 6 %)
平成 11 年 12 月 31 日まで	年 7. 3 %	年 14. 6 %
平成 12 年 1 月 1 日から平成 13 年 12 月 31 日まで	年 4. 5 %	年 14. 6 %
平成 14 年 1 月 1 日から平成 18 年 12 月 31 日まで	年 4. 1 %	年 14. 6 %
平成 19 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日まで	年 4. 4 %	年 14. 6 %
平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日まで	年 4. 7 %	年 14. 6 %
平成 21 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日まで	年 4. 5 %	年 14. 6 %
平成 22 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日まで	年 4. 3 %	年 14. 6 %
平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日まで	年 2. 9 %	年 9. 2 %
平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日まで	年 2. 8 %	年 9. 1 %
平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで	年 2. 7 %	年 9. 0 %
平成 30 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日まで	年 2. 6 %	年 8. 9 %
令和 3 年 1 月 1 日から	年 2. 5 %	年 8. 8 %

### ※端数金額の取り扱い

延滞金を計算する場合、税額に 1, 000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。また、計算した延滞金に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

### ※納付を要しない場合

税額が 2, 000 円未満の場合、または計算した延滞金が 1, 000 円未満の場合は、延滞金を納める必要がありません。

## ● 納税相談

納期限内に納付できない事情のある方は、お早めにご相談ください。督促状や催告書を放置しても問題の解決にはなりません。

徴収対策室では、日常生活でさまざまな問題を抱えている方に対して、生活再建も視野に入れた「生活再建型滞納整理」を実施しています。

具体的には、聴き取り等により滞納者世帯の収支状況を確認し、滞納税金を完納した後も安定した生活ができ、期限内に税金を納められるよう、ファイナンシャルプランナーの資格を持った職員が滞納者を含む家族全体の収支状況をマネジメントします。

また、災害、病気、事業の著しい損失や廃止などの事情で一時に納税することが困難となった場合には納税の猶予制度に該当する場合もあります。

ぜひお早めにご相談ください。

## ● 納税猶予

納税者又は特別徴収義務者に次のような事情が生じ、期限内に全額を納付することが困難と認められるときは、申請に基づき、原則として 1 年以内の期限に限り、その徴収が猶予される場合があります。

- ①災害を受け、又は盗難にあったとき
- ②本人又は家族が病気にかかり、又は怪我をしたとき
- ③事業を廃業し、又は休業したとき
- ④事業に著しい損失をうけたとき
- ⑤上記 1 ~ 4 に該当する事実に類する事実があるとき

## ※市税の有効活用のため納期限内の納付を！

市税は、暮らしやすいまちづくりのためのさまざまな市民サービスに使われています。市税の滞納があると、本来、福祉・教育・土木事業などに使われるべき貴重な市税が、滞納市税を徴収するための費用に充てられることになります。

市税は市民みなさんの大切な財産です。市税の有効活用のため、納期限内の納付にご協力をお願いします。

**納稅相談窓口**

うきは市役所 徴収対策室 ☎0943-75-4977

**納稅相談時間**

祝日以外の月曜日から金曜日・・午前9時から午後5時まで